各 指 定 訪 問 介 護 事 業 所 各指定(介護予防)訪問入浴介護事業所 各指定(介護予防)訪問看護事業所 各指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所 の管理者 様 各指定(介護予防)福祉用具貸与事業所 各指定特定(介護予防)福祉用具販売事業所

山口県健康福祉部長寿社会課長

平成30年度「自己点検表」の提出について(依頼)

このことについて、下記により「自己点検表」を作成の上、平成30年7月31日(火) まで(必着)に提出してください。

記

1 提出先及び提出部数

貴事業所の所在地を所管する県健康福祉センター保健福祉・総務室に、1部提 出してください。

※詳しくは別添「提出先一覧表」で御確認下さい。

2 資料作成上の留意点等

(1) 様式は長寿社会課介護保険班のホームページ「かいごへるぷやまぐち」に掲載 (Excel及びPDF形式)しているので、該当サービス分をダウンロード して入手いただきたいこと。

アドレス……http://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/ 掲載場所……「事業者の方へ」の中の「自己点検表」

- (2) 特に明記のない場合は、平成30年7月1日現在の状況を記入すること。
- (3) 可能な限り、用紙の大きさは日本工業規格A4版とし、両面複写とすること。
- (4) 「自己点検表」は、点検項目ごとに内容を確認することにより基準等の理解を 促進するとともに、自らチェックを行う趣旨でお願いするものであること。

注意

- 1 通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、 特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、 介護療養型医療施設の各サービスについては、後日、別途、通知いたします。
- 2 下関市内の事業所におかれましては、指導監督は下関市が行いますので、本 通知による自己点検表の県への提出は不要です。下関市から発出される通知に 御注意ください。
- 3 居宅介護支援事業については、平成30年4月から各市町が指導監督を行いま すので、各市町から発出される通知に御注意ください。

介 護 保 険 班 担当 : 武 林 TEL 083-933-2774 083-922-3022 FAX